

## 仙台市まちづくり支援専門家派遣要綱

(平成14年4月30日市長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が行うまちづくり活動に対し専門的な助言及び情報提供等を行う専門家を派遣することにより、地域の特性及び資源を活かした市民主体の個性あるまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり計画案 次に掲げる計画等の案をいう。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項に規定する地区整備計画

イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定

ウ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第45条第1項に規定する緑地協定

エ 景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項に規定する景観地区

オ 景観法第81条第1項に規定する景観協定

カ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号)第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画

キ その他一定の地域の整備、開発及び保全又は活性化に関する計画で仙台市まちづくり専門家派遣審査会が承認したもの

(2) まちづくり活動 一定の地域の整備、開発及び保全に関する学習を行う活動(以下「まちづくり学習活動」という。)、一定の地域の活性化を図る活動(以下「地域活性化活動」という。)又は一定の地域のまちづくり計画案を作成する活動(以下「まちづくり計画案作成活動」という。)で、当該一定の地域の区域内の住民が主体となって行うものをいう。

(3) まちづくり専門家 まちづくり活動に対し専門的な知識及び技能の提供等を行う目的により市長から派遣される第4条第2項の規定による登録の決定を受けたまちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントをいう。

(4) まちづくりアドバイザー まちづくり学習活動又は地域活性化活動に対し、学習会の開催、地域の問題提起に対する助言、住民アンケートの実施等の支援を行う者又はまちづくり計画案作成活動に対し、まちづくりの方針若しくは構想の策定、地域の課題の整理、地元の合意形成等の支援を行う者をいう。

(5) まちづくりコンサルタント まちづくり計画案作成活動に対し、まちづくり計画案の策定、当該計画案に係る地元の合意形成等の支援を行う者をいう。

### (まちづくり専門家の登録要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、まちづくりアドバイザーの登録を受けることができる。

(1) まちづくり又は地域の活性化の推進に関し必要な知識又は経験を有していると認められるもの

(2) 法人であって、次のいずれにも該当するもの

ア 前号に該当する構成員をまちづくりアドバイザーとして登録させることができること

イ 派遣される構成員を常にまちづくりアドバイザーとして登録を受けた構成員とすることができること

2 次の各号のいずれかに該当する者は、まちづくりコンサルタントの登録を受けることができる。

- (1) まちづくり又は地域の活性化の推進に関し必要な知識を有する者でまちづくり又は地域の活性化の推進に関し5年以上の実務経験を有していると認められるもの
- (2) 技術士(総合監理部門, 建設部門又は環境部門に係るものに限る。), 一級建築士, 土地地区画整理士, 再開発プランナーその他建築, 法律, 経営, 税務, 不動産, 福祉, 景観, 緑化, 環境, 防災等のまちづくりに関する専門の資格を有する者で, 当該資格に関し1年以上の実務経験を有するもの
- (3) 法人であって, 次のいずれにも該当するもの
  - ア 前2号のいずれかに該当する構成員をまちづくりコンサルタントとして登録させることができること
  - イ 派遣される構成員を常にまちづくりコンサルタントとして登録を受けた構成員とすることができること

#### (まちづくり専門家の登録)

第4条 まちづくり専門家の登録を受けようとする者は, まちづくり専門家登録申請書に別に定める書類を添えて, 市長に申請しなければならない。

- 2 市長は, 前項の規定による申請があった場合は, 当該申請を行った者が, まちづくりアドバイザーに係る申請にあつては前条第1項各号に規定する要件に, まちづくりコンサルタントに係る申請にあつては同条第2項各号に掲げる要件にそれぞれ該当するかどうかを審査し, 速やかにまちづくり専門家の登録又は非登録の決定を行うとともに, その旨をまちづくり専門家登録・非登録決定通知書により当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は, 前項の規定によりまちづくり専門家の登録の決定を行った場合は, 当該まちづくり専門家に登録証を交付するものとする。

#### (登録の有効期間等)

第5条 まちづくり専門家の登録の有効期間は, 当該登録の決定の日から5年を経過した日の属する年度の末日(当該登録を受けようとする者がこれより短い期間を希望するときは, 当該期間)までとする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続きまちづくり専門家の登録を受けようとする者は, 当該有効期間の満了の日の10日前までに, まちづくり専門家登録(更新)申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は, 前項の規定による登録の更新の申請について準用する。
- 4 前項の規定により更新された登録の有効期間は, 従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間(第2項の登録を受けようとする者がこれより短い期間を希望するときは, 当該期間)とする。

#### (まちづくり専門家の責務)

第6条 まちづくり専門家は, この要綱の目的を達成するため, まちづくりに関する情報の収集に努め, 誠実にその業務を行わなければならない。

- 2 まちづくり専門家は, その業務を行うに当たり, 政治的目的又は宗教的目的を有する行為を行ってはならない。
- 3 まちづくり専門家は, その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (登録事項の変更)

第7条 まちづくり専門家は, 第4条第1項に規定するまちづくり専門家登録申請書の記載事項等に変更があったときは, 遅滞なくその旨をまちづくり専門家登録事項変更届により市長に届け出なければならない。

#### (登録の取消)

第8条 市長は、まちづくり専門家が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段により登録又はその更新を受けたとき
- (2) まちづくり専門家がまちづくりアドバイザーである場合にあっては第3条第1項各号に規定する要件に、まちづくりコンサルタントである場合にあっては同条第2項各号に掲げる要件にそれぞれ該当しなくなったとき
- (3) 登録の辞退の申出があったとき
- (4) 第6条の規定に違反したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、まちづくり専門家として不適当な事由があると認められるとき

2 市長は、前項の規定によりまちづくり専門家の登録を取り消したときは、速やかにその旨をまちづくり専門家登録取消通知書により当該まちづくり専門家に通知するものとする。

(派遣を受ける要件)

第9条 次に掲げる要件に該当する団体は、まちづくりアドバイザーの派遣を受けることができる。

- (1) まちづくり活動を行い、かつ、その活動が一定期間継続して行われると認められる団体であること
- (2) 町内会、商店会等一定の地域を代表する団体又は一定の地域に係るまちづくり活動の発起人が組織する団体であること
- (3) 活動の内容等を当該活動に係る地域の住民に周知することが可能な団体であること
- (4) 活動の内容が妥当なものであると認められる団体であること
- (5) 過去5年以内に同一の区域での目的又は内容を同じとするまちづくり活動に対しまちづくりアドバイザーの派遣を受けたことがない団体であること(第14条第1項の規定による派遣期間の更新又は第15条第1項の規定による再派遣を受ける団体を除く。)

2 次に掲げる要件に該当する団体は、まちづくりコンサルタントの派遣を受けることができる。

- (1) まちづくり活動のうちまちづくり計画案の策定に係るものを行う団体であること
- (2) 町内会、商店会等一定の地域を代表する団体又はまちづくり協議会等のまちづくりの実施のため組織された団体であること
- (3) 前項第3号及び第4号の要件を満たしていること
- (4) 過去5年以内に同一の区域での目的又は内容を同じとするまちづくり活動に対しまちづくりコンサルタントの派遣を受けたことがない団体であること(第14条第1項の規定による派遣期間の更新又は第15条第1項の規定による再派遣を受ける団体を除く。)

(派遣)

第10条 まちづくり専門家の派遣を受けようとする団体は、まちづくり専門家派遣申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに当該申請を仙台市まちづくり専門家派遣審査会に送付しなければならない。

3 仙台市まちづくり専門家派遣審査会は、前項の規定による申請の送付があった場合は、当該申請団体がまちづくりアドバイザーの派遣を申請した場合にあっては前条第1項各号に掲げる要件に、まちづくりコンサルタントの派遣を申請した場合にあっては同条第2項各号に掲げる要件にそれぞれ該当するかどうか、かつ、その活動内容がこの要綱の目的に適合するかどうかを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告に基づき、速やかにまちづくり専門家の派遣又は非派遣の決定を行うとともに、その旨をまちづくり専門家派遣・非派遣決定通知書により当該申請団体に通知するものとする。

5 市長は、前項の決定を行う場合において必要があると認める場合は、まちづくり専門家派遣の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

第11条 市長は、前条第4項の規定によりまちづくり専門家の派遣を決定した場合は、派遣の決定を受けた団体(以下「派遣対象団体」という。)に対し、第17条の期間内で必要と認める期間において当該派遣の期間(以下「派遣期間」という。)を定めて通知するものとする。

第12条 市長は、第10条第4項の規定によりまちづくりアドバイザーの派遣を決定した場合は、派遣対象団体に対し、前条の通知にあわせて1年につき次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に定める回数を限度として派遣の回数を定めて、これを通知するものとする。

(1) まちづくりの方針又は構想の策定に向けた活動 10回

(2) 前号以外の活動 6回

2 派遣対象団体は、1年につき前項の規定により通知を受けた回数を限度として、まちづくりアドバイザーの派遣を受けることができる。この場合において、派遣するまちづくりアドバイザーが2名以上いるときは、それぞれのまちづくりアドバイザーの派遣回数の合計が、当該通知を受けた回数を超えてはならないものとする。

3 派遣対象団体のまちづくり活動(まちづくり学習活動又は地域活性化活動に限る。以下この項において同じ。)に対する住民アンケートの実施その他住民の意識調査に係る支援については、前項の規定にかかわらず、当該まちづくり活動につき1回に限り、まちづくりアドバイザーを派遣する(ただし、当該まちづくり活動に係る派遣期間内に限る。)ことができる。

(派遣者の選定)

第13条 市長は、まちづくり専門家に登録された者の中から派遣対象団体の活動内容等に適合していると認めるまちづくり専門家1名(まちづくりアドバイザーにあっては、必要に応じて2名以上)を選定し、派遣対象団体に派遣するものとする。

2 市長は、前項の規定によるまちづくり専門家の選定に際しては、あらかじめ、仙台市まちづくり専門家派遣審査会の意見を聞くものとする。

(派遣期間の更新)

第14条 派遣期間(第16条第4項の規定により派遣期間の変更があった場合にあつては、変更後の派遣期間をいう。以下同じ。)の満了後引き続きまちづくり専門家の派遣を受けようとする派遣対象団体は、当該派遣期間の満了の日の30日前までに、まちづくり専門家派遣(更新)申請書に別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 第10条第2項から前条までの規定は、前項の派遣期間の更新の場合について準用する。

(再派遣の申請)

第15条 派遣期間の満了後又は第21条の規定による派遣の中断後、同一のまちづくり活動について再度まちづくり専門家の派遣を受けようとする団体は、まちづくり専門家派遣(再派遣)申請書に別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 第10条第2項から前条までの規定は、前項の再派遣の場合について準用する。

(派遣事項の変更等)

第16条 派遣対象団体は、次の各号に掲げる事項について変更を行おうとするときは、まちづくり専門家派遣変更申請書に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) まちづくり活動の目的又はまちづくり活動の内容

(2) 派遣回数(まちづくりアドバイザーの派遣で、派遣回数を増加させる場合に限る。)

(3) 派遣期間(まちづくりコンサルタントの派遣で、派遣期間を延長する場合に限る。)

- 2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ仙台市まちづくり専門  
家派遣審査会の意見を聞くものとする。
- 3 市長は、第1項の変更に伴い、必要があると認めるときは、第13条の規定により新たなま  
ちづくり専門家を選定し、派遣対象団体に派遣するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による承認又は前項の規定によるまちづくり専門家の選定をしたと  
きは、速やかにその旨をまちづくり専門家派遣変更通知書によりその旨を当該派遣対象団体  
に通知するものとする。この場合において、必要があると認められるときは、第10条第4項  
(第14条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により決定された派遣  
の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 5 派遣対象団体は、第1項に規定する場合を除き、まちづくり専門家派遣申請書(第10条第  
4項を準用する第14条第2項の規定により派遣期間の更新の決定を受けた場合にあってはま  
ちづくり専門家派遣(更新)申請書、第10条第4項を準用する前条第2項の規定により再派遣  
の決定を受けた場合にあってはまちづくり専門家派遣(再派遣)申請書)の記載事項等に変更  
があったときは、その旨をまちづくり専門家派遣変更届により遅滞なく市長に届け出なけれ  
ばならない。

(派遣期間の上限)

第17条 同一のまちづくり活動に係る派遣期間の合計の期間は、次の各号に掲げる場合の区分  
に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

- (1) まちづくりアドバイザーを派遣する場合 3年(市長が特に必要と認める場合にあって  
は4年)
- (2) まちづくりコンサルタントを派遣する場合 2年(市長が特に必要と認める場合にあっ  
ては3年)

(まちづくり活動の廃止又は中止)

第18条 派遣対象団体は、まちづくり活動を中止し、又は廃止したときは、遅滞なくまちづく  
り活動廃止(中止)届を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による中止の期間(中止の回数が数回にわたる場合は、これらを合算した期  
間)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができな  
い。
  - (1) まちづくりアドバイザーの派遣を受けている場合 3年間
  - (2) まちづくりコンサルタントの派遣を受けている場合 2年間

(実績報告等)

第19条 派遣対象団体は、派遣期間が満了したとき又は前条第1項の規定によりまちづくり活  
動廃止(中止)届を提出したときは、当該派遣期間の満了の日又はまちづくり活動廃止(中止)  
届の提出の日の翌日から10日以内に、まちづくり活動実績報告書に別に定める書類を添えて  
市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、この要綱の目的の達成のため必要があると認めると  
きは、派遣対象団体からその活動について報告又は資料の提出を求めることができる。

(完了報告等)

第20条 まちづくり専門家は、派遣期間が満了したとき又は派遣対象団体が第18条第1項の規  
定によりまちづくり活動廃止(中止)届を提出したときは、当該派遣期間の満了の日又は当該  
派遣対象団体によるまちづくり活動廃止(中止)届の提出の日の翌日から10日以内に、完了実  
績報告書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、この要綱の目的の達成のため必要があると認めると  
きは、まちづくり専門家からその業務について報告又は資料の提出を求めることができる。

(派遣の中断及び取消)

第21条 市長は、派遣対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該派遣対象団体に対するまちづくり専門家の派遣を中断することができる。

- (1) 第16条第1項の規定に違反したとき
- (2) 第18条第1項の規定によりまちづくり活動中止届の提出をしたとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、まちづくり専門家の派遣の目的を達成できないおそれがあるとき

2 市長は、派遣対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条第4項(第14条第2項及び第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により派遣の決定を受けたとき
- (2) 派遣に付した条件に違反したとき
- (3) 前項第1号の規定に該当するものとして派遣を中断した場合において、当該派遣対象団体からまちづくり専門家派遣変更申請書の提出がなされないとき
- (4) 第18条第1項の規定によりまちづくり活動廃止届の提出をしたとき
- (5) 第18条第2項に規定する期間を超えてまちづくり活動を中止したとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、まちづくり専門家の派遣の目的を達成できない事由があるとき

3 市長は、前2項の規定によりまちづくり専門家の派遣を中断し、又は取り消そうとするときは、あらかじめ、仙台市まちづくり専門家派遣審査会の意見を聞くものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定によりまちづくり専門家の派遣を中断し、又は取り消したときは、速やかにその旨をまちづくり専門家派遣取消(中断)通知書により当該派遣対象団体に通知するものとする。

(派遣費用)

第22条 まちづくり専門家の派遣に要する費用は、別に定めるところにより、予算の範囲内において本市が負担するものとする。

(まちづくり専門家派遣審査会)

第23条 まちづくり専門家の派遣の適正な運用を図るため、仙台市まちづくり専門家派遣審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審査会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 第2条第1号キに規定する承認に関する事
- (2) 第10条第3項(第14条第2項及び第15条第2項において準用する場合を含む。)に規定するまちづくり専門家の派遣の申請の審査に関する事
- (3) 第13条第2項(第14条第2項及び第15条第2項において準用する場合を含む。)に規定するまちづくり専門家の選定に関する事
- (4) 第16条第2項に規定するまちづくり専門家の派遣事項の変更の承認に関する事
- (5) 第21条第3項に規定するまちづくり専門家の派遣の中断及び取消に関する事
- (6) その他まちづくり専門家の派遣の運用に関し必要な事項

(組織)

第25条 審査会は、委員6名をもって組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民局市民活躍推進部市民協働推進課長
- (2) 市民局市民活躍推進部地域政策課長
- (3) 都市整備局計画部都市計画課長
- (4) 都市整備局市街地整備部市街地整備課長
- (5) 都市整備局市街地整備部地下鉄沿線まちづくり課長
- (6) 都市整備局市街地整備部都心まちづくり課長

2 審査会に、各区におけるまちづくり専門家の派遣に関し必要な事項を調査させるため、臨時委員を置くことができる。この場合において、臨時委員は、各区のまちづくり推進課長又は地域力推進担当課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第26条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は、都市整備局計画部都市計画課長をもって充て、副会長は、市民局協働まちづくり推進部地域政策課長をもって充てる。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第28条 審査会の庶務は、都市整備局計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(実施細目)

第30条 この要綱の実施細目は、都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 6月 1日から実施する。

附 則(平成15年 3月31日改正)

この改正は、平成15年 4月 1日から実施する。

附 則(平成18年 3月24日改正)

この改正は、平成18年 4月 1日から実施する。

附 則(平成22年 4月 1日改正)

この改正は、平成22年 4月 1日から実施する。

附 則(平成23年 8月 1日改正)

- 1 この改正は、平成23年 8月 1日から実施する。
- 2 改正後の仙台市まちづくり支援専門家派遣要綱の規定は、この改正の実施の日以後に申請がなされたまちづくり専門家の登録及びまちづくり専門家の派遣について適用し、同日前に申請がなされたまちづくり専門家の登録及びまちづくり専門家の派遣については、なお従前の例による。

附 則(平成25年 4月 1日改正)

- 1 この改正は、平成25年 4月 1日から実施する。
- 2 改正後の仙台市まちづくり支援専門家派遣要綱の規定は、この改正の実施の日以後に申請がなされたまちづくり専門家の登録及びまちづくり専門家の派遣について適用し、同日前に申請がなされたまちづくり専門家の登録及びまちづくり専門家の派遣については、なお従前の例による。

附 則(平成28年 3月29日改正)

この改正は、平成28年 4月 1日から実施する。

附 則(平成30年 3月28日改正)

この改正は、平成30年 4月 1日から実施する。

附 則(平成31年 3月27日改正)

この改正は、平成31年 4月 1日から実施する。

附 則(令和 3年 3月 1日改正)

この改正は、令和 3年 3月 1日から実施する。

附 則(令和 3年 5月18日改正)

この改正は、令和 3年 5月18日から実施する。

附 則(令和 4年 3月 24日改正)

この改正は、令和 4年 4月 1日から実施する。